

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお，この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に，店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から，市に対し意見書を提出することができる。

平成 2 2 年 5 月 1 1 日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称，所在地及び設置者

名 称 株式会社新潟三越伊勢丹新潟三越

所在地 新潟市中央区西堀通五番町 8 6 6 番地

設置者 株式会社三越

2 変更した事項

（ 1 ）大規模小売店舗の名称

（変更前）株式会社三越新潟店

（変更後）株式会社新潟三越伊勢丹新潟三越

（ 2 ）大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前） 株式会社三越 代表取締役社長 石塚 邦雄

（変更後） 株式会社新潟三越伊勢丹 代表取締役社長 杉浦 進

3 変更年月日

平成 2 2 年 4 月 1 日

4 変更の理由

株式会社新潟三越伊勢丹を承継会社とする吸収分割のため。

5 届出年月日

平成 2 2 年 4 月 2 6 日

6 縦覧場所

新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市中央区役所地域課

7 縦覧期間

平成 2 2 年 5 月 1 1 日から平成 2 2 年 9 月 1 1 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

商業振興課商業振興係

電 話 025 - 226 - 1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp